

議案第32号

職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月28日提出

上越市長 中 川 幹 太

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年上越市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第23条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。